

第 1 部 序論

第1章 基本構想策定にあたって

第1節 これまでの歩み

昭和47年に市になって以来、4次にわたって市政の基本方針である基本構想を定め、計画的にまちづくりを進めてきました。

基本構想	将来都市像	主な取組み
第1次基本構想 昭和47年度 ～昭和56年度	明るい豊かな生活、文化的な機能を持った住宅都市の建設	<ul style="list-style-type: none">・都市基盤整備の推進（針ヶ谷特定土地区画整理事業開始など）・教育、福祉施設の整備（小・中・養護学校、保育所、みずほ学園、健康増進センター、老人福祉センターの整備）
第2次基本構想 昭和57年度 ～平成2年度	住宅と産業の調和した緑あふれる文化都市	<ul style="list-style-type: none">・均衡ある発展に向けて、竹ノ内工業団地の整備推進・市域のほぼ中心部をコミュニティパークとして公共施設の整備を推進（市民総合体育館の建設）・教育ゾーンの整備（養護学校の教育ゾーンへの移転）・都市基盤整備の推進（勝瀬原特定土地区画整理事業開始など）・コミュニティセンター2館開館
第3次基本構想 平成3年度 ～平成12年度	ふれあいと生きがいのある生活都市	<ul style="list-style-type: none">・都市基盤整備の推進（鶴瀬駅西口及び東口区画整理事業開始）・歴史や自然条件を活かした公園整備の推進（水子貝塚公園、難波田城公園、山崎公園）・中央図書館の開館
第4次基本構想 平成13年度 ～平成22年度	一人と自然－ふれあいと思いやりあふれる生活環境都市	<ul style="list-style-type: none">・土地区画整理事業など都市基盤整備の推進と市の都市軸である鶴瀬駅東通線の開通（駅付近を除く）・火葬場斎場の整備・公園整備の推進（文化の杜公園、びん沼自然公園など）・市民文化会館、交流センター2館開館・市内全小中学校の耐震化完了・子育て支援施策の充実（放課後児童クラブの全小学校への設置やふじみ野保育園の開所など）・市民参加・協働のまちづくりの推進（自治基本条例や市民投票条例の制定）



第2節 新たな課題に向かって

少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来に対応するため、子育て支援や介護予防施策の充実を図るとともに、景気の低迷や厳しい雇用環境を踏まえて、産業振興など地域の活性化を推進するなど、本市の魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

また、地球規模の環境問題が深刻化する中で、地球温暖化対策や資源循環型社会への対応が求められています。

地方分権のさらなる進展により、地方自治体の役割は益々重要になっていくことが想定されます。また、市民ニーズや地域課題も年々多様化・複雑化していることから、様々な行政課題に対応できる質の高い行政運営に取り組んでいく必要があります。

このため、財政の健全化を推進しながら、公共サービスのあり方や担い手の見直し、市民・団体などと行政が連携する市民参加・協働の推進、民間活力の活用など様々な手法を活用し、必要な施策の充実を図っていく必要があります。



第3節 第5次基本構想の役割

第5次基本構想は、本市の自然や歴史・文化を活かすとともに、市民参加・協働の取り組みの成果と経験を踏まえながら、これまで以上に、市民や地域がまちづくりの主体となり、行政との連携を進めることで、活気にあふれ、誰もが安心して暮らせる「住みたい、住んでみたいまち」を創っていくための長期的な指針として策定するものです。

本構想は、中期計画としての5か年（または4か年）の基本計画と、毎年見直しをする短期計画としての3か年の実施計画とあわせて第5次総合計画を構成します。



第4節 市民参加による計画策定

計画の策定にあたっては、平成16年に策定した自治基本条例に基づき、市民とともに考え、ともに創りあげることを目指して検討を進めてきました。

このため、市民意識調査や市民参加による基本構想審議会の開催のほか、公募を含む40人の市民委員からなる基本構想策定ふじみ市民会議において、協議・検討を重ねてきました。また、策定過程において、幅広く市民の意見を反映するため、地域別懇談会（7会場・214人参加）、分野別懇談会（3分野・105人参加）、地域説明会（7会場・236人参加）を開催しました。

さらに、子どもたちの目線からの意見を求めて、中学生未来会議（5中学・16人参加）を開催しました。



第5節 計画の構成と期間

基本構想 将来都市像と基本目標、その実現のための施策の大綱を定めたもので、計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間です。

基本計画 基本構想を実現するために具体的な施策を体系的に定めたもので、前期・中期各5年間、後期4年間の計画です。前期・中期計画のそれぞれ3年目に見直しを行います。

実施計画 基本計画で定めた個々の施策を財政状況や社会情勢を考慮して実施する3年間の短期計画です（財政見通しや事業の進捗状況などにより、毎年度計画を点検し、見直しを行います）。

《計画の構成と期間》

